

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

平成24年(2012年)8月8日(水) 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(委員) 藤田 弘道 委員	鶴田 廣巳 委員
大川 清見 委員	友田 光子 委員
井川 文夫 委員	松本 栄喜 委員
田中 宏一 委員	

(市理事者) 富田 副市長

木下 市民生活部長 五寶 市民生活部次長

堀 税務室長

野口 市民生活部総括参事(資産税課長事務取扱)

森本 市民生活部総括参事(資産税課)

杉 市民生活部総括参事(市民税課長事務取扱)

橋本 市民生活部総括参事(納税課長事務取扱)

牛尾 税制課長 田辺 税務室参事(税制課)

吉川 税務室参事(資産税課) 田中 税務室参事(資産税課)

馬場 税務室参事(市民税課) 當 税務室参事(納税課)

江原 税務室参事(納税課)

葉山 資産税課主幹 真鍋 市民税課主幹

森田 納税課長代理

(事務局) 後藤 税務室参事(税制課) 中西 税制課主任

4 傍聴者

なし

5 配布物

(1) 吹田市市税審議会会議次第(事前送付)

(2) 市税審議会資料(事前送付)

(ア) 吹田市市税審議会規則(1ページ)

(イ) 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて(3ページ)

- (ウ) 吹田市市税条例の一部改正（案）について（諮問）（４ページ）
- (エ) 吹田市市税条例現行・改正案対照表（５ページ）
- (オ) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入について（６ページ）
- (カ) わがまち特例の導入例（７ページ）
- (キ) 公害防止用減価償却資産にかかる特例適用の固定資産税影響額（８ページ）
- (ク) 下水道除害施設の固定資産税課税標準の特例について（照会）（１０ページ）
- (ケ) 下水道除害施設の固定資産税課税標準の特例について（回答）（１１ページ）
- (コ) 関係法令抜粋（１２ページ）
- (サ) 吹田市市税条例改正（案）の概要（１４ページ）
- (シ) 平成 23 年度（2011 年度）市税収入状況一覧表（１５ページ）
- (ス) 市税収入の変遷（１６ページ）

6 議事等

(1) 吹田市市税審議会規則の制定について

市税審議会の根拠規定について平成 24 年 6 月 1 日付で吹田市市税審議会規程が廃止されるとともに、吹田市市税審議会規則が制定され、審議会委員は学識経験者の 7 人で組織することと規定された旨説明があった。

(2) 会長・副会長の互選

会長・副会長の互選が行われ、会長に大川委員が、また、副会長に藤田委員が就任された。

(3) 会議内容（発言要旨）

(ア) わがまち特例（下水道除害施設に係る課税標準の特例措置）の導入に係る諮問について <諮問事項>

(委 員) 平成 23 年度課税では、本特例措置の適用はないとのことだが、まったくくないのか。また、どのようなものが除害施設になるのか。

(理事者) もう一つ別に水質汚濁防止法による特定施設に係る特例措置があり、こちらの特例の適用を受けるため、下水道法による除害施設に係る特例措置としては適用がない。具体例としてはガソリンスタンドにある洗車機などの設置で、排水する際に水質に問題があるものを、水質基準に適合するよう有害物質等を除去し排水するための装置などが除害施設である。

(委 員) では、水質汚濁防止法による特定施設設置による特例措置を受けている対象はどれだけあるのか。

(理事者) 延べ12件が対象となっている。

(委員) 近隣市はどのような状況なのか。

(理事者) 高槻市、摂津市では特例率4分の3で条例制定済みであり、豊中市、箕面市、池田市、茨木市では同じく特例率4分の3で9月議会に条例案を提出予定と聞いている。

質疑応答ののち、審議し採決した結果、全会一致で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(イ) 吹田市市税条例改正(案)の概要について <報告事項>

(委員) 寡婦控除の申告手続簡素化について、申告しなくなることで不利になるようなことはないのか。

(理事者) これまで税の申告をしなければ寡婦控除が受けられず税額が高くなってしまったことがあったが、年金支給者に対する申告をすれば足ることとなり申告漏れがなくなるので、本人にとって有利になると思われる。

(ウ) 平成23年度(2011年度)市税収入状況について <報告事項>

(委員) 市民税の減収となっているが、原因は納税者一人ひとりの収入減による税額減なのか、そもそも納税者自体が減少しているのか。

(理事者) 納税義務者数は平成22年度に比べ平成23年度は増えているので、やはり一人ひとりの収入減による税額減と思われる。

(委員) 滞納繰越分の調定額と決算見込額の大きな差はどういうことか。

(理事者) 現年度未収となった税額分を翌年度以降に滞納繰越分として原則5年繰越しており、これらが滞納繰越分の調定額となる。未収金の積み重ねである滞納繰越分は収入率が低くなり調定額と決算見込額の差は大きくなる。